

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和6年9月13日（令和6年（独個）諮問第57号）

答申日：令和7年3月26日（令和6年度（独個）答申第85号）

事件名：特定の開示請求に係る補正依頼書等に特定の内容を記載するに至る過程を記した文書に記録された保有個人情報の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月21日付け5高障求発第508号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は本件請求文書を不存在としておりその事由を「当該保有個人情報が記録された法人文書を作成していないため。」（本件決定通知書）としているが本当に「作成していない」のであれば資料7のとおり公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反していることになるので本来であれば行政手続法8条1項に基づいて不作成事由を明記しなければならない。

イ しかし原処分においてそれはなされていないので原処分は行政手続法8条1項に違反しておりそれゆえに取り消されなければならない。

ウ そもそも特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は各法人文書に「虚偽文書はないと判断しております」（資料5）、「虚偽文書ではありません」（同）、「根拠は（中略）「障害者支援経過」となります」（資料3）、「事実を踏まえた内容である」（資料1）及び「虚偽ではない」（同）と書いているのでそれ等が嘘であるにせよそれ等の嘘を各法人文書に書くに至った経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の

管理に関する法律4条)が無い訳が無い。

エ もっとも資料2を踏まえれば特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長が各法人文書に「虚偽文書はないと判断しております」(資料5)、「虚偽文書ではありません」(同)、「根拠は(中略)「障害者支援経過」となります」(資料3)、「事実を踏まえた内容である」(資料1)及び「虚偽ではない」(同)という嘘を書くに至った経緯も含めた意思決定に至る過程(公文書等の管理に関する法律4条)はおのずと明らかでありそれは虚偽文書を作成した特定職員(中略)及び特定所長(中略)を隠避するためである(犯人蔵匿等罪(刑法103条))ので、その旨を記す法人文書(決裁文書、協議文書、電子メール、ファックス及び電話録取メモを含む)を本件請求文書として開示せよ。

オ まず特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は2018年(資料5)から2023年(資料2)の間に本件に係り作成された全ての法人文書(電子メール、FAX及び電話録取メモを含む)をひとまとめにした上でそれ等を情報公開・個人情報保護審査会に証拠提出せよ。そしてそれ等を収受した当該審査会はそれ等の中に本件請求文書に該当する法人文書が在るのか否かについて見分せよ。上記ウのとおり特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長は各法人文書に「虚偽文書はないと判断しております」(資料5)、「虚偽文書ではありません」(同)、「根拠は(中略)「障害者支援経過」となります」(資料3)、「事実を踏まえた内容である」(資料1)及び「虚偽ではない」(同)と書いているのでそれ等が嘘であるにせよそれ等の嘘を各法人文書に書くに至った経緯も含めた意思決定に至る過程(公文書等の管理に関する法律4条)が無い訳が無い。そしてここまでしてもなお、特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長が各法人文書に「虚偽文書はないと判断しております」(資料5)、「虚偽文書ではありません」(同)、「根拠は(中略)「障害者支援経過」となります」(資料3)、「事実を踏まえた内容である」(資料1)及び「虚偽ではない」(同)という嘘を書くに至った経緯も含めた意思決定に至る過程(公文書等の管理に関する法律4条)を自白しないのであれば(中略)により特定課課長、特定課課長補佐及び特定課係長を逮捕して捜査するしか無い(資料8)。

(以下略)

(2) 意見書

諮問庁である機構が作成した本件理由説明書(下記第3。以下同じ。)を下記のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書かれているが後述するとおり原処分は違法であるのでその維持は適当でなく取り消されなければならない。

イ 「受付日同月20日」と書かれているが審査請求人は諮問庁から受付

日について通知されていないのでその日にちについて不知である。

ウ 「法人文書は作成していない」と書かれているがこれは公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反しているのが明らかに違法である。また仮にこれが事実であれば何故作成していないのか、即ち何故公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項を遵守していないのかについて理由説明しなければならないが諮問庁は本件理由説明書においても本件決定通知書においてもそれを為していないので原処分は明らかに行政手続法8条1項に違反している。

エ そもそも諮問庁は資料5（電子メール）、資料3（補正依頼書）及び資料1（理由説明書）を作成しておりそれ等に書かれている内容についての経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）が存在する事は確かであるのでそれ等の経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）がなんらの法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）に書かれていない事はまずあり得ない。何故なら「虚偽文書でない」と判断出来る事由及び根拠は存在しない」（資料2）にも関わらず諮問庁は2018年7月（資料5）から2021年4月（資料1）に至る約3年間に渡り「特定職員（中略）が作成した障害者台帳及び特定所長（中略）が作成した特定番号文書は虚偽文書でない」（資料5、資料3及び資料1）という嘘を吐き続けているからでありその嘘により虚偽文書（障害者台帳及び特定番号文書）の隠蔽を謀りそれ等の作成者である特定職員（中略）及び特定所長（中略）が（中略）に逮捕される事を妨げる（犯人蔵匿等罪（同法103条））という組織ぐるみの意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）がなんらの法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）に書かれていない訳が無く特に資料1は理由説明書であるのでなんらの意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）が無い状態で情報公開・個人情報保護審査会に嘘の理由を説明するという愚行を犯す訳が無い。資料2に書かれている内容と資料1に書かれている内容（理由説明）を読み比べれば資料1に書かれている内容（理由説明）が事実（資料2）に反する嘘であると断定されるのは自明である。

オ 上記エを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下記の三点を求める。

- ① 行政不服審査法33条に基づいて資料5、資料3及び資料1に係る全ての法人文書（電子メール、ファックス、電話録取メモ及び録音データを含む）の提出を求める。此処での法人文書とは諮問庁内において作成した法人文書（手書き文書を含む）、取得した法人文書（同）及び協議した内容が記されている法人文書（同）を指している。

- ② 行政不服審査法 34 条に基づいて資料 5、資料 3 及び資料 1 を作成した諮問庁職員及び決裁印を押した諮問庁職員達に対してそれ等の作成経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律 4 条）について陳述を求める。
- ③ 行政不服審査法 36 条に基づいて資料 5、資料 3 及び資料 1 を作成した諮問庁職員及び決裁印を押した諮問庁職員達に対してそれ等の作成経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律 4 条）について質問を求める。

カ及びキ 略

ク 「法人文書の存在が確認できない」と書かれているがこれは明らかに嘘であり何故なら諮問庁は資料 5（電子メール）及び資料 3（補正依頼書）を審査請求人に送信し送付しており又資料 1（理由説明書）を情報公開・個人情報保護審査会に送付しているからである。

ケ 上記クを踏まえて審査請求人は行政不服審査法に基づいて下記の三点を求める。

（以下、上記オと同一内容のため省略。）

コ 「不存在」と書かれているが何故不存在であるのかについて諮問庁は何も説明していないので原処分は明らかに行政手続法 8 条 1 項に違反している。一方で諮問庁は「法人文書は作成していない」と書いているがこれについて上記ウないしカを参照せよ。

サ 「原処分は妥当である。」と書かれているが前述したとおり原処分は違法であるので妥当でなく取り消されなければならない。

シ 最後に本件諮問が失当であることについても糾弾しておく。諮問庁のウェブサイトにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」が公開されており（註：略）当該要領一第 12-3-（1）に「機構は、審査請求があった場合、可能な限り速やかに審査会へ諮問する。諮問するに当たって改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については、審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 90 日を超えないようにすることとする。」と定められている。本件諮問通知書（略）に書かれているとおり本件審査請求日は「令和 6 年 6 月 22 日」であり本件諮問日は「令和 6 年 9 月 13 日」であるので諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会に諮問する迄に「83 日間」もかかっていることになる。しかし当該要領一第 12-3-（1）に「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも 30 日を超えないようにする」と定められているので諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会に諮問する迄に「83 日間」もかかっている本件諮問は当該要領一第 12-3-（1）に違反しておりそれ故に失当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあっては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和5年11月8日付け（受付日同月20日）で審査請求人から、法77条1項の規定に基づく別紙に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、これに対し機構は、当該保有個人情報が記録された法人文書は作成していないことから、不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分の取消しを主張している。

審査請求人は、審査請求人の開示請求等に対し、特定課長が回答をするに至った経緯も含めた意思決定に至る過程を記した保有個人情報を請求していると解される。

これについては、審査請求人の求める保有個人情報が記録された法人文書の存在が確認できないことから、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、法82条2項の規定に基づき不開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年9月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月25日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和7年1月31日 審議
- ⑤ 同年3月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、各資料の記載を踏まえ、法人文書に嘘を書いていると主張した上で、「各資料に嘘を書くに至った経緯も含めた」意思決定に至る過程を請求しているが、仮に単なる各資料の作成経緯として決裁文書を求めるのであれば、嘘を書いていることが前提であるかのような記載を行うことなく端的にその旨を記載すべきと考える。

イ したがって、原処分にあたっては、意思決定に至る過程全てではなく、審査請求人の主張する「各資料に嘘を書くに至った経緯」が含まれた意思決定に至る過程を記す保有個人情報を求めるものと解し、保有するものについては決裁文書を確認したが、審査請求人が求める保有個人情報は確認できなかったことから不存在としたものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

本件開示請求書の記載を踏まえれば、上記(1)の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、各資料を作成した際の決裁資料全般に含まれる保有個人情報を特定しなかった処分庁の判断に誤りがあるとまではいえない。

したがって、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

当審査会において、諮問書に添付された法83条2項に基づく「開示決定等期限の延長について(通知)」を確認したところ、処分庁が通知した延長後の開示決定期限は令和6年1月19日であり、求補正に要した日数を除いてもなお、原処分は開示決定期限を超過してされたものと認められる。

このような処分庁の対応は不適正なものであるといわざるを得ず、今後、処分庁においては、開示決定期限を超過することのないよう、適切に対応することが望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別紙 本件対象保有個人情報

下表のとおり特定課長Cが「審査請求人が特定すべきとする障害者支援経過が含まれる障害者台帳及び特定文書（補註：特定番号文書）に係る決裁文書を改めて確認したが、該当する保有個人情報（補註：特定職員（特定職員）が作成した障害者台帳及び特定所長（特定元所長）が作成した特定文書（特定番号文書）が虚偽でない」と判断できる事由及び根拠）を確認できなかった」（資料2）と認めているにも関わらず特定課長Aが「虚偽文書という判断は貴殿の判断であり、当機構としては、虚偽文書はないと判断しております」（資料5）「開示請求された文書（補註：特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定番号文書）は、虚偽文書ではありません」（同）「根拠は（中略）「障害者支援経過」となります」（資料3）という嘘を法人文書（電子m a i l（資料5）及び補正依頼書（資料3））に書いており又特定課長Bも「別表の3にある障害者支援経過及び別表の4にある障害者台帳について（中略）事実を踏まえた内容である」「別表の4にある発出文書（補註：特定番号文書）は（中略）作成にあたっては障害者支援経過を含む障害者台帳を確認しながら作成していることから虚偽ではない」（資料1）という嘘を法人文書（理由説明書（資料1））に書いてるので特定課長A及びBが法人文書（電子m a i l（資料5）、補正依頼書（資料3）及び理由説明書（資料1））に嘘を書くに至った経緯も含めた意思決定に至る過程（公文書等の管理に関する法律4条）を記す法人文書（電子m a i l、F A X及び電話録取記録を含む）（資料4）

特定課長A			特定課長B	特定課長C
2018年7月	2018年8月	2019年3月	2021年4月	2023年10月
資料5 電子m a i l		資料3 補正依頼書	資料1 理由説明書	資料2 答申書
「虚偽文書という判断は貴殿の判断であり、当機構としては、虚偽文書はないと判断しております」	「開示請求された文書（補註：特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定番号文書）は、虚偽文書ではありません」	「根拠は（中略）「障害者支援経過」となります」	「別表の3にある障害者支援経過及び別表の4にある障害者台帳について（中略）事実を踏まえた内容である」「別表の4（ある発出文書（補	「審査請求人が特定すべきとする障害者支援経過が含まれる障害者台帳及び特定文書（補註：特定番号文書）に係る決裁文書を改めて確認した

			<p>註：特定番号文書）は（中略）作成にあたっては障害者支援経過を含む障害者台帳を確認しながら作成していることから虚偽ではない」</p>	<p>が、該当する保有個人情報（補註：特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定文書（特定番号文書）が虚偽でない判断できる事由及び根拠を確認できなかった」</p>
--	--	--	--	---